

# 2016 年中国知的財產權保護狀況

中華人民共和國國家知識產權局

## 目 次

一、制度建設 .....	1
二、審査・登録 .....	2
三、法執行 .....	4
四、仕組みと能力の建設 .....	10
五、宣伝 .....	15
六、教育研修 .....	17
七、国際協力 .....	19

## 2016 年中国知的財産権保護状況

2016 年は「中華人民共和国国民経済・社会発展の第 13 次五ヵ年計画綱要」の一年目であり、知的財産分野の改革深化、知的財産強国建設強化の重要な年でもある。習近平総書記は改革の全面的深化中央指導者グループの第 30 回会議において重要な演説をし、革新発展の需要を踏まえ、専利、商標、版權等知的財産の引率作用を發揮し、知的財産の創造、活用、保護、管理、サービスのチェーン全体を貫通させる必要がある旨強調した。李克強総理は政府業務報告書で、知的財産の保護と活用を強化し、法に従って知的財産権侵害、模倣品の製造・販売行為を厳しく取り締まることを強調した。国務院は初めて知的財産業務を国の重点的特別計画に入れ、「十三五の国家知的財産権保護・活用計画」を印刷、配布し、知的財産権保護の厳格化を図った。知的財産権保護の各取り組みは積極的な進捗を遂げた。

### 一、 制度建設

2016 年、各知的財産部門は経済社会発展の実際の需要に応じて、法による国家統治の全面的推進の戦略的配置に従って、知的財産関連法律法規の健全化、整備を図り続け、制度建設の新たな成果を遂げた。

国務院法制弁公室は、関係部門と共同して法律法規を改正した。国務院の 2016 年の立法計画に従って、「専利法」、「著作権法」の改正を段取りよく推進し、「専利法改正草案（送審稿）」、「著作権法改正草案（送審稿）」について広範に意見を募集した上、研究・論証活動を積極的に展開した。

国家知識産権局は、国務院法制弁公室が「専利法改正草案（送審稿）」、「専利代理条例改正草案（送審稿）」の審査に積極的に協力し、職務発明制度の見直しを研究し、「専利審査指南改正草案」を起草し、意見を公募した。「専利費用軽減弁法」、「専利優先審査管理弁法」、「専利出願行為の適正化に関する若干の規定」の制定、改正を推進した。

国家工商行政管理総局は、「不正競争防止法」の改正を積極的に推進し、国務院法制弁公室に「不正競争防止法改正草案（送審稿）」を提出し、「商標審査及び審理基準」を改正し、「商標登録出願の受理における地方工商、市場監督部門への依頼に関する

暫定規定」、「登録商標専用権の質権設定登記受理所の業務規程」を印刷・配布し、商標登録利便化改革を推進した。

国家著作権局は、「著作権法」の3回目の修正及び関連法規の改正を積極的に推進し、「著作権法改正草案(送審稿)」の審査に協力し、「正規版ソフトウェア管理業務指南」、「軍用コンピューターソフトウェア著作権登記業務の暫定規則」を制定した。

農業部と国家林業局は、「種子法」の改正を推進し、完成した。第12期全国人民代表大会常務委員会第17回会議で可決され、改正後の「種子法」は2016年1月1日より施行され、「植物新品種の保護」の章を設けた。共同して「植物新品種保護条例」の改正をスタートし、「植物新品種保護条例改正草案(提案稿)」を完成した。農業部は、10回目の農業植物品種保護リストを発表し、保護範囲を138の属・種に拡大した。

国家林業局は、「植物新品種強制許諾の実施の審査業務細則」、「植物新品種強制許諾の実施の審査・許可事項サービス指南」、「外国人に林業植物新品種の出願権又は植物新品種権を譲渡する場合の承認・審査業務の細則」、「外国人に林業植物新品種の出願権又は植物新品種権を譲渡する場合の審査・許可事項サービス指南」を制定し、林業植物新品種の保護体系の整備を推進した。

税関総署は、「知的財産税関保護業務規程」、「知的財産権侵害貨物の輸出入違法行為に対する税関の行政処罰範囲の参照基準(暫定)」を印刷・配布し、知的財産案件の処理手続及び法律適用を適正化し、案件の金額の認定及び知的財産権関連の行政処罰基準を明らかにした。

最高人民法院は、「最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」を發布し、専利権侵害の裁判規則を一層整備した。

## 二、審査・登録

2016年、中国の知的財産に係る審査・登録能力はさらに向上し、審査・登録件数は継続的に増加し、審査の品質と効率が著しく高まった。

専利出願受理件数は継続的に増加した。年間専利出願を346.5万件受理し、前年同期比23.8%増であった。その内、発明専利出願を133.9万件受理し、前年同期比21.5%増であった。実用新案専利出願を147.6万件受理し、前年同期比30.9%増であった。意匠専利出願を65.0万件受理し、前年同期比14.3%増であった。

専利審査能力は継続的に強まった。年間231万件の専利出願の審査を行い、前年同

期比 11%増であった。その内、67.5 万件の発明専利出願の審査を行い、前年同期比 21%増で、平均審査期間を 22 ヶ月に抑えた。

年間を通して、合計で 40.4 万件の発明専利の登録を査定し、前年同期比 12.5%増であった。90.3 万件の実用新案専利の登録を査定し、44.6 万件の意匠専利の登録を査定した。2016 年まで、発明専利の保有件数は 177.2 万件に達し、前年同期比 20.4%増であった。1 万人あたりの発明専利の保有件数（香港・マカオ・台湾を含まない）は 8.0 件に達した。

年間を通して、「特許協力条約」に基づいて提出した国際出願を 44,992 件受理し、前年同期比 47.3%増であった。中国の国内段階に移行した国際出願は 82,109 件で、前年同期比 2.3%減で、その内発明専利出願は 81,055 件、実用新案専利出願は 1,054 件であった。

年間を通して、専利の質権設定登記出願を 2,605 件処理し、質権設定金額は 436 億元であった。

年間を通して、集積回路レイアウト設計の登録出願を 2,360 件受け入れ、2,154 件につき公告し、証書を発行した。2016 年末まで、集積回路レイアウト設計の登録出願を 15,535 件受け入れ、14,043 件につき登記、公告し、証書を発行した。

商標登録出願の受理件数は大幅に増加した。年間を通して、商標登録出願を 369.14 万件受理し、前年同期比 28.35%増であった。商標登録審査件数は 311.1 万件に達し、前年同期比 33%増であった。2016 年末まで、商標の累計審査件数は 2,209.41 万件、累計登録件数は 1,450.88 万件、商標の有効登録件数は 1,237.64 万件であった。地理的表示や農産物の商標登録保護は継続的に強化された。年間を通して、394 件の地理的表示団体商標、証明商標の登録を許可した。2016 年末まで、累計で、3,374 件の地理的表示団体商標、証明商標の登録を許可した。

マドリッド協定議定書による国際登録の出願件数は緩やかに増加した。国際出願人が提出したマドリッド協定議定書による国際登録は 3,014 件（1 件の商標を多数の国で出願）で、前年同期比 29.8%増であって、初めてマドリッド連盟ランキング第 5 位になり、累計有効登録件数は 22,270 件に達した。外国出願人が中国を指定したマドリッド協定議定書による国際登録出願は 21,238 件で、12 年連続してマドリッド連盟の第 1 位を占め、累計有効登録出願件数は 23.6 万件に達した。

年間を通して、商標質権設定登記申請を 1,410 件処理し、質権設定金額は 649.9 億元であった。

著作権登録は急速に成長した。年間の著作権登録総件数は 200.76 万件に達し、前年同期比 22.33%増であった。その内、作品登録は 159.96 万件で、前年同期比 18.65%

増であって、コンピューターソフトウェア著作権登録は約 41 万件で、前年同期比 39.48%増であった。

年間を通して、著作権質権設定登記を 327 件処理し、33.76 億元の主たる債務に関わった。

農業植物新品種権出願の受理件数と権利付与件数は歴史的な突破を遂げた。年間を通して農業植物新品種権を計 2,523 件受理し、年間の出願受理件数は初めて植物新品種保護国際同盟加盟国の 1 位になった。その内、国内主体による品種権出願は 94.0% を占め、外国主体による出願は 6.0% を占めた。農業植物新品種権の権利付与件数は 1,937 件に達し、その内、国際主体は 94.9% を占め、外国主体は 5.1% を占めた。2016 年末まで、累計で農業植物新品種権出願を 18,075 件受理し、8,195 件に品種権を付与した。年間を通して、農産物地理的表示登録証書を公告、発行した製品は 212 種に達した。2016 年末まで、全国において累計で農産物地理的表示登録証書を公告、発行した製品は 2,004 種に達した。

林業植物新品種権の出願件数と権利付与件数も増加の傾向を維持した。年間を通して、林業植物新品種権出願を計 400 件受理し、195 件に品種権を付与した。2016 年末まで、累計で林業植物新品種権出願を 2,188 件受理し、1,198 件に品種権を付与した。年間を通して、389 件の新品種権出願の初歩的審査を完成し、189 の出願品種の DUS (区別性、均一性、安定性) の専門家による現場審査を完成するのを組織し、植物新品種権の要件を失った 195 の品種権を繰り上げて終了し、公告した。

知的財産税関保護届出申請数は急速に増加した。年間を通して、知的財産税関保護届出申請を 12,050 件受理し、11,510 件の審査を終了し、8,844 件の届出を許可した。平均審査期間は 22.5 営業日であり、法定期間より 25% 短縮した。その内、権利者ユーザーによる申請を 3,130 件受理し、全て審査を終了した。2016 年末まで、中国企業の知的財産税関保護届出申請数は 27,873 件に達し、発効届出全体の 52.5% を占めた。

### 三、法執行

2016 年、国務院の統一的配置に従い、全国知的財産権侵害と模倣・粗悪商品製造・販売取締業務指導者グループの組織、指導の下で、知的財産権保護各部門は、一層法

執行を強化し、日常の監督管理を強化するとともに、全面的に重点分野の取締りに一層力を入れた。全国における行政法執行機関は各種権利侵害・模倣案件を計 18.9 万件取締り、公安機関は各種権利侵害・模倣案件を 1.7 万件以上捜査し、明らかにした。検察機関は 3,863 件の知的財産権侵害関連犯罪案件につき、7,059 人を起訴し、裁判機関は各種知的財産案件を 17.2 万件近く結審した。

#### (一) 司法保護

2016 年、全国における各級司法機関は党中央の精神を真剣に徹底し、法に従って知的財産権司法保護の職責を履行し、知的財産戦略の実施及び知的財産強国の建設に司法保障を提供した。

人民法院は民事裁判職能を十分に発揮し、権利者の合法的權益を確実に守った。2016 年、全国における地方人民法院は知的財産民事第一審案件を計 136,534 件新規受理し、131,813 件結審し、前年同期比それぞれ 24.82%、30.09%増であり、第一審で案件が終了した比率は 83.18%であった。その内、新規受理した専利案件は 12,357 件で、前年同期比 6.46%増、商標案件は 27,185 件で、前年同期比 12.48%増、著作権案件は 86,989 件で、前年同期比 30.44%増、技術契約案件は 2,401 件で、前年同期比 62.23%増、不正競争案件は 2,286 件（その内、独占民事案件は 156 件）で、前年同期比 4.81%増、その他の知的財産権民事紛争案件は 5,316 件で、前年同期比 71.87%増であった。年間を通して、涉外知的財産民事第一審案件を 1,667 件結審し、前年同期比 25.62%増で、香港・マカオ・台湾に関わる知的財産民事第一審案件を 1,130 件結審し、前年同期比 291.99%増であった。全国における地方人民法院は知的財産民事第二審案件を計 20,793 件新規受理し、20,334 件結審し、前年同期比それぞれ 37.57%増、35.33%増であった。全国における地方人民法院は知的財産権民事再審案件を計 79 件新規受理し、85 件結審し、前年同期比それぞれ 31.30%減、25.44%減であった。最高人民法院は知的財産権民事案件を 369 件新規受理し、前年同期比 3.15%減で、383 件（従来 of 案件を含む）結審し、前年同期比 1.59%増であった。その内、第二審案件を 7 件新規受理し、11 件結審した。再審申請案件を 319 件新規受理し、331 件結審した。提審案件を 32 件新規受理し、32 件結審した。

人民法院は、行政裁判職能を十分に発揮し、法に基づく行政を促進した。2016 年、全国における地方人民法院は知的財産権行政第一審案件を計 7,186 件新規受理し、6,250 件結審し、前年同期比それぞれ 26.96%減、42.80%減で、第一審で案件が終了した比率は 53.16%であった。その内、新規受理した専利案件は 1,123 件で、前年同期比 34.75%減、商標案件は 5,990 件で、前年同期比 19.89%減、著作権案件は 37 件で、前年同期比 270%増、その他の行政案件は 36 件で、前年同期比 94.45%減であっ

た。結審した第一審行政案件の内、具体的な行政行為を維持すると判決したのは4,241件、取り消しと判決したのは1,263件であった。全国における地方人民法院は知的財産権行政第二審案件を3,233件新規受理し、3,069件結審し、前年同期比それぞれ44%、31.77%増であった。最高人民法院は知的財産権行政案件を355件新規受理し、352件結審し、前年同期比それぞれ6.08%、6.63%減であった。その内、再審案件を282件新規受理し、283件結審した。

人民法院は、刑事裁判職能を十分に発揮し、知的財産権犯罪行為に対する懲戒を強化した。2016年、全国における地方人民法院は知的財産関連の刑事第一審案件を8,352件新規受理し、8,601件結審し、前年同期比それぞれ23.9%、20.43%減で、第一審で案件が終了した比率は89.06%であった。発効判決は10,431人に関わり、その内刑事処罰を与えたのは10,334人であった。結審した案件の内、知的財産権侵害罪に処した案件は3,903件、発効判決は5,167人に関わり、粗悪商品生産・販売罪（知的財産権侵害関連）に処した案件は2,855件、発効判決は3,032人に関わり、不法経営罪（知的財産権侵害関連）に処した案件は1,551件、発効判決は1,790人に関わり、知的財産権侵害関連のその他の罪名に処した案件は292件、発効判決は442人に関わった。知的財産権侵害罪に処した案件の内、登録商標詐称罪に処した案件は1,793件、発効判決は2,604人に関わり、登録商標詐称商品販売罪に処した案件は1,543件、発効判決は1,823人に関わり、登録商標標識不法製造罪、不法製造登録商標標識販売罪に処した案件は311件、発効判決は420人に関わり、専利詐称罪に処した案件は5件、発効判決は1人に関わり、著作権侵害罪に処した案件は207件、発効判決は274人に関わり、権利侵害複製物販売罪に処した案件は4件、発効判決は2人に関わり、営業秘密侵害罪に処した案件は40件、発効判決は43人に関わった。知的財産権関連の刑事第二審案件を787件新規受理し、前年同期とほぼ同じレベルで、812件結審し、全年同期比3.83%増であった。

全国検察機関は法に従って各項検察職能を履行し、知的財産権侵害犯罪を懲罰した。逮捕許可・起訴の面で、全国検察機関は年間2,251件の知的財産権犯罪案件につき3,797人の逮捕を許可し、3,863件につき7,059人を起訴した。その内、1,037件の登録商標詐称案件につき1,911人の逮捕を許可し、1,684件につき3,259人を起訴した。873件の登録商標詐称商品販売案件につき1,330人の逮捕を許可し、1,486件につき2,470人を起訴した。167件の登録商標標識不法製造、不法製造登録商標標識販売案件につき264人の逮捕を許可し、294件につき556人を起訴した。66件の著作権侵害案件につき97人の逮捕を許可し、182件につき307人を起訴した。4件の権利侵害複製物案件につき5人の逮捕を許可し、2件につき3人を起訴した。22件の営業秘



密侵害案件につき 36 人の逮捕を許可し、25 件につき 57 人を起訴した。数罪に知的財産権侵害犯罪が含まれる案件 17 件につき 27 人の逮捕を許可し、18 件につき 45 人を起訴した。他罪に知的財産権侵害行為が含まれる案件 65 件につき 127 人の逮捕を許可し、170 件につき 360 人を起訴した。

刑事訴訟監督の面で、全国検察機関は知的財産権侵害犯罪取締りを重点とし、行政法執行機関の犯罪嫌疑案件の移送及び公安機関の法に基づく立件に対する監督を深く展開し、案件を移送、立件しない及び懲罰で刑罰を代替することを防止、是正した。2016 年、全国における検察機関は行政法執行機関に知的財産権侵害嫌疑犯罪案件 145 件につき 180 人の移送を提案し、行政法執行機関は既に 137 件につき 172 人を移送した。公安機関は知的財産権侵害犯罪案件 135 件、159 人に対する立件を監督した。

全国における公安機関は知的財産権犯罪に対する取締りを強化し、公安部は 153 件の重大権利侵害、海賊版案件を公告掲示して監督し、各地公安機関の案件処理の全過程を監督、指導し、重点的突破を推進した。全国公安機関は年間各種権利侵害・模倣犯罪案件を 1.7 万件捜査し、取締りを行い、案件の総額は 46.26 億元であった。

公安部は、人民の健康に危害を及ぼし、公共安全を脅かし、革新発展を妨害する権利侵害・模倣犯罪の取締りを主要方向とするのを堅持し、情報による捜査指導システムのクラスター戦役主戦モデルを改善し、各地で 230 余りの地域を横断し、産業化の模倣製造・販売網を対象に戦役攻撃をするのを前後して組織した。その内、2016 年 8 月、公安部は山東、広東等 11 省（市）の公安機関を指揮し、共同でブランド品模倣品製造・販売案件を捜査し、取締りを行い、23 人の主犯を捕まえ、20 の生産、貯蔵、販売拠点を摘発し、現場で「ナイキ」、「アディダス」等のブランド運動靴・服の模倣品 21 万点余り押収し、違法者の平均販売価格で計算すると案件の金額は 3,000 万元余りであった。

## （二）行政法執行

2016 年、全国における各級行政法執行機関は行政法執行の効能を一層高め、行政法執行の監督管理を強化し、知的財産権保護に力を入れ続けた。

国家知識産権局は、引き続き専利行政法執行に力を入れ、電子商取引、展示会等の重点分野及び場所の専利保護を強化し、法執行・権利保護を継続的に強化した。年間専利行政法執行の案件処理件数は 4 万件を突破し、48,916 件に達し、前年同期比 36.5%増であった。その内、専利紛争案件は初めて 2 万件を突破し、20,859 件に達し、前年同期比 42.8%増であった。専利詐称案件は 28,057 件に達し、前年同期比 32.1%増であった。電子商取引分野の専利法執行案件処理件数は 13,123 件に達し、前年同期比 71.7%増であった。展示会における専利法執行の案件処理件数は 2,860

件に達し、全年同期比 4.3%増であった。

国家工商行政管理総局は、継続的に権利侵害・模倣行為に対し高圧的な取締り態勢を維持し、確実に商標専用権の保護を強化した。地方商標行政法執行業務に対する指導を強化し、「ディズニー」の商標専用権を保護する活動を展開し続けた。「2016 年 ネット市場監督管理特別キャンペーン」の展開を組織し、サイト、ネットショップを延べ 191.8 万回検査し、延べ 1.95 万回の是正を命じ、ネット違法案件を 1.34 万件取り締まった。全国における工商と市場監督管理部門は年間権利侵害・模倣案件を 4.9 万件立件し、取締りを行い、4.5 万件の処理を終了した。案件の金額は 5.6 億元であった。その内、商標権侵害・模倣案件を 2.8 万件余り立件し、取り締まった。案件の金額は 3.5 億元余りであった。司法機関に犯罪嫌疑案件を 203 件移送した。2016 年、全国における各級工商と市場監督管理部門は模倣、営業秘密侵害等知的財産権を侵害した不正競争案件を 5,710 件取り締まった。案件の金額は 1.1 億元で、罰金及び没収金額は 5,827 万元であった。

国家版權局は、版權の行政法執行に力を入れ、ネット分野の版權監督管理を強化し、各種権利侵害の海賊版行為を取り締まった。国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部、公安部と共同して、ネットにおける権利侵害の海賊版を取り締まった「劍網 2016」特別キャンペーンを展開し、ネット文学、携帯ソフトウェアアプリ、電子商取引プラットフォーム、ネット広告連盟、個人映画館等の分野の権利侵害、海賊版行為に対し特別取締りキャンペーンを実施し、行政案件を 514 件取締り、467 万元の罰金を科した。刑事処理のため司法機関に 33 件移送した。案件の金額は 2 億元であった。ネット版權監督管理を強化し、20 の動画サイト、20 の音楽サイト、8 のオンラインストレージ及び 20 の文学サイトに対し版權の重点的監督管理を行い続け、年間重点的映画・ドラマ作品の早期警戒リストを 7 回公布し、284 の作品に関わった。印刷、複製、発行特別取締りキャンペーンを展開し、不正に無断コピーしたコピー業者を 1,662 箇所取締り、ライセンスがないコピー業者を 499 箇所取締り、権利侵害の海賊版出版物を 31 万冊余り押収した。「秋風 2016」特別キャンペーンの展開を組織し、各地で権利侵害海賊版出版物を 460 万件あまり押収し、権利侵害海賊版案件を 1,500 件調査、処理した。ネット文学の権利侵害・海賊版取締り特別是正キャンペーンの展開を組織し、江蘇蘇州「風雨文学網」、重慶「269 小説網」等の著作権侵害の重点的案件を前後して取締り、ネット文学の版權を監督、管理する「ブラック・ホワイトリスト」制度を構築した。春節聯歡晚会、国産映画、五輪大会等を対象に保護キャンペーンを展開し、ネット上の権利侵害・海賊版情報を 31,062 本監視し、削除させた。

国家版權局は、ソフトウェアの正規版化を深く推進し、ソフトウェア正規版化の督促検査を強化し、国産ソフトウェア利用のテストを積極的に展開した。2016年、10の監督グループを組織して、無作為に32の中央・国家機関、10省（区、市）の60の省級機関、20の国有企業、20の金融機関のコンピューターを1,316台抜き取り検査し、中央・国家機関のソフトウェアの正規版化に対する検査を全面的に実現した。中央・国家機関はソフトウェアの正規版化を実現し、93.38%の中央部門に所属する事業体はソフトウェアの正規版化を実現した。2016年、各級政府機関はOS、オフィス及びアンチウィルスソフトを計66.72万本仕入れ、購入金額は3.67億元であった。企業のソフトウェア正規版化が重要な突破を遂げ、中央企業、大手・中型金融機構は基本的にソフトウェアの正規版化を実現した。全国で累計31,532の企業が検収検査に合格し、ソフトウェアの正規版化を実現した。中央企業、金融機構は計65.85億元かかり、OS、オフィス及びアンチウィルスソフトを仕入れ、グレードアップ、メンテナンスした。

文化部は、各地が文化市場に対する監督管理を強化するのを指導し、オンラインゲームを対象に重点的な保護を実施、「2つの無作為・1つの公開」の法執行検査を展開し、200のオンラインゲームの運営事業体を無作為に抽出して検査し、法に従って36のオンラインゲーム運営事業体を取締り、71社に是正を命令した。25回目、26回目の法律法規違反インターネット文化活動取締りを手配し、49の不正経営事業体を処罰した。文化市場の知的財産権保護を継続的に強化し、20件余りの知的財産権侵害関連の重大案件の捜査、処理を督促した。全国における各級文化行政部門、文化市場総合法執行機関は年間法執行者を延べ925万人・出動させ、経営機関を393万余り検査し、各種通報、クレームを1.96万件受理し、4.3万件立件して調査、4.7万件余りにつき結末をつけ、4.4万社余りに対し警告を出し、1.56億元余りの罰金を科し、延べ4,540社に休業是正を命じた。

農業部は、重点地域の整理整頓に力を入れ、前後して種子企業に対する監督・検査、春、秋の市場検査及び地域的種子違法行為の取締り等の整理整頓キャンペーンの実施を組織し、ブランド詐称権利侵害、模倣製造・販売等の違法行為を厳しく取り締まった。農産物の地理的表示の保護を強化し、模倣・粗悪農業物資の違法犯罪行為を厳しく取り締まった。全国における各級農業部門は年間法執行者を延べ241万人出動させ、農業物資企業を124万社検査し、市場を39.8万箇所整頓し、模倣・粗悪農業物資を9,038トン、部品を9.1万台・点押収し、案件を2.4万件取締り、司法機関に121件移送し、5.5億元の経済的損失を挽回した。

国家林業局は、「林業植物新品種保護行政法執行弁法」の実施を徹底し、全国にお

ける林業植物新品種権侵害取締活動の展開を組織し、考課体系を整備し、林業植物新品種権の保護を効果的に促進した。

税関総署は、特別キャンペーンにおいて重大・重要な案件の処理を重点的に督促し、全面的に輸出入の権利侵害違法取締活動を展開した。全国における税関は「清風」キャンペーンを深く展開し、「中国製造」の評判を確実に守った。「一輪車の専利権保護」特別キャンペーンの展開を組織し、28ロットに対し保護措置を取り、12,766台の商品に関わり、金額は1,300万元を超えた。インターネット分野の取締りを積極的に強化し、郵便、速達郵便ルート of 法執行を強化し、郵便、速達郵便ルートを通じて侵害商品を累計で1.6万ロット余り押収し、54万点余りの貨物に関わり、金額は540万元であった。広州、黄埔、深圳税関と香港税関が4回の共同法執行行動を展開するよう手配し、侵害商品を307ロット押収し、14万点の貨物に関わり、金額は909万元であった。全国における税関は年間侵害商品を計1.7万ロット余り押収し、4,200万点余りの貨物に関わり、金額は約2.3億元であった。その内、輸入段階で侵害商品を670ロット余り押収し、44万点の貨物に関わり、金額は約5,000万元であった。輸出段階で侵害商品を1.6万ロット余り押収し、4,100万点余りの貨物に関わり、金額は約1.8億元であった。押収した商品の内、商標権、専利権、著作権に関わった侵害商品数はそれぞれ4,100万点、53.8万点、5.7万点に達した。

#### 四、仕組み及び能力の建設

2016年、国务院の統一的手配に従い、各知的財産部門は改革・革新を積極的に推進し、知的財産権保護のモデル、考課・評価制度を見直したことにより、仕組みは改善され、能力は向上しつつある。

改革全面深化中央指導者グループの第30回会議で、「知的財産総合管理改革の試行に関する全体方案」を審議、可決し、国务院弁公庁がそれを印刷、配布し、知的財産分野の改革の深化、効率的な知的財産総合管理体制の構築を要求した。国务院知的財産戦略実施業務部門間連席会議制度が確立され、王勇 国务委員は招集人を担当し、計31部門・事業体が連席会議に参加し、事務局は国家知識産権局に設けた。国务院弁公庁は「『国务院による新情勢下における知的財産強国建設の加速化に関する若干の意見』の重点的任務の分担方案」を印刷、配布し、各関係部門の職責に基づき、「嚴

格な知的財産権保護の実行」を含む各項任務について詳しく分担を決め、業務の徹底的実施を推進した。

全国知的財産侵害と模倣・粗悪商品製造、販売取締業務指導者グループは、関連部門間のコミュニケーションと協調を強化し、各方面の意欲を引き出し、業務の合力を形成した。「2016年全国知的財産侵害と模倣・粗悪商品製造、販売取締業務の要点」の起草を組織し、国務院弁公庁の名義で印刷、配布し、全国権利侵害・模倣取締業務テレビ・電話会議を開催し、全面的に手配した。インターネット、農村市場、輸出入、ソフトウェア正規版化等の重点分野での取締りを展開し、重点商品を対象に、目立つ問題にフォーカスし、日常の監督管理、法執行を強化した。取締りと建設との結合、取締りと防止との結合を堅持し、法律法規、誠実信用体系等の長期的仕組みの建設を大いに強化した。行政法執行と刑事司法との連動は重大な進展を遂げ、全国知的財産侵害と模倣・粗悪商品製造、販売取締業務指導者グループ弁公室は最高人民検察院と共同して、先頭に立って二法連動の情報共有プラットフォームの建設を推進し、全国で既に中央、省、市、県4級情報共有システムの建設を完成し、34万件の案件情報を入力した。誠実信用体系建設を推進し、全国信用情報共有プラットフォームの建設を推進し、7億件以上の情報を集中した。権利侵害・模倣取締りの新特徴、新動向に応じて、地域横断的協力を組織し、監督管理の合力を高め、揚子江デルタ、京津冀、汎デルタ地域の業務会議を開催し、手掛かり通報、案件捜査協力仕組みを推進した。揚子江デルタの5省・市は共同して電子商の地域取締りの「雲剣」キャンペーンを展開した。社会共同統治を積極的に推進し、業界自律作用を発揮し、政府と企業との協力を深く展開し、電子商取引企業との協力を深化させた。業績考課体系を整備し、知的財産侵害と模倣・粗悪商品製造、販売取締りを「平安中国建設」の重要な内容とし、地方の業績考課を改革し、考課弁法を整備し、16の考課グループを組織し現場考課を展開した。

国家知識産権局は、「專利保護の厳格化に関する若干の意見」、「知的財産権の早期共同保護の展開に関する通知」を印刷、配布し、專利保護に対する監督管理を全面的強化し、早期共同保護体系を構築した。「專利行政法執行操作指南（試行）」を改訂し、「專利權侵害行為認定指南（試行）」、「專利行政法執行証拠規則（試行）」、「專利紛争行政調停ガイドライン（試行）」、「專利行政法執行書類評価・閲覧方法（試行）」を印刷、配布し、法執行・権利保護の業績考課等の政策指標を整備した。知的財産法執行能力の建設を強化し続け、專利行政法執行案件の報告システムを整備し、権利保護援助通報、クレームシステムを利用するようになった。関係産業集中区で、知的財産権早期保護活動の実施を推進し、「中国鎮江丹陽（眼鏡）知的財産権早期保護センター」

等 9 の知的財産権早期保護センターを新設した。海外展示会での知的財産権早期保護仕組みの確立を模索し、フランクフルト国際自動車部品見本市に職員を派遣し、知的財産権早期保護を展開させた。全国知的財産権保護援助及び通報、クレームサイトを設立し、「12330」という知的財産権保護援助のウィチャット公式アカウントを開通した。全国知的財産部門の信用体系の建設を継続的に推進し、知的財産部門の信用情報プラットフォームの建設をスタートした。知的財産権保護の社会評価仕組みの整備を推進し、2016 年度知的財産権保護の社会満足度調査を終了した。知的財産権保護の適正化市場の育成を展開し続け、3 回目の知的財産権保護の適正化市場の育成対象を選出し、評価・審査、認定の実施を組織し、1 回目の 30 の国レベルの知的財産権保護の適正化市場を確定した。知的財産権紛争の調停試行作業を推進し続け、1 回目の試行作業の検収を終了し、20 の知的財産権紛争人民調停組織を育成し、約 310 名の専任、兼任調停員からなる人材チームを構築し、250 件余りの案件の調停を成功させた。2 回目、3 回目の試行作業を深く展開した。

国家工商行政管理総局は、商標登録の利便化改革を大いに推進し、「商標登録の利便化改革の大いなる推進に関する意見」を印刷、配布し、商標出願ルートを一層開拓し、地方に 15 の商標受理窓口の設立を依頼した。広州で初めて北京以外の商標審査協力センターの運営をスタートした。商標のオンライン出願を積極的に推進し、手続きを簡素化し、プロセスを改善し、出願人に高品質なサービスを提供した。30 の地方登録商標質権設定登記申請受理所を設立し、企業の融資難という問題を解決した。広東省政府と戦略協力枠組み契約書を締結し、広州市で国家商標ブランド革新創業（広州）基地を設立した。「ネットワークサービス取引の健康的発展の促進、ネットワークサービス取引行為の適正化に関する指導意見（暫定）」、「インターネット分野の消費者権益保護強化に関する意見」を印刷、配布し、登録商標専用権に対する保護を強化し、ネット経営者の誠実信用、自律体系の建設を推進した。京津冀、揚子江デルタ、汎珠江デルタ地域における商標の地域的法的執行協力の展開を推進し、商標登録、商標権侵害・詐称、不正な商標代理行為等の情報を国の企業信用情報公示システムに納めるのを積極的に推進した。

国家版權局は、「作品登録証書の適正化に関する通知」、「ネット文学作品の版權管理強化に関する通知」、「国家版權監督管理プラットフォーム（第 2 期）第 1 段階の著作権登録プロジェクト運営の関連事項に関する通知」を印刷、配布し、科学的管理を整えた。版權の行政審査・許可及び監督管理を強化し、「報道出版行政審査・許可の予備審査・予備受理プラットフォーム」を建設、整備し、国家版權監督管理プラットフォームの建設を推進し続け、著作権集団管理業務会議等の重要会議を開催したり、

それに列席したりして、著作権集団管理組織と関係利益者の間の矛盾・紛糾を適切に協調し、解決した。

文化部は、国家発展・改革委員会、財政部、国家文物局と共同して、「文化・文物機関のコンテンツ製品開発の推進に関する若干の意見」を印刷、配布し、初回として154の機関をコンテンツ製品開発試行機関に確定し、関係者が優れた伝統的文化資源を深く発掘し、コンテンツ製品及び知的財産の開発をするよう奨励し、誘導した。知的財産強化に関する指導的意見を研究、制定し、図書館、無形文化遺産、演劇団体等分野別の知的財産業務指南を形成した。「映画産業化という言語的脈絡における知的財産研究」、「伝統的芸術成果の知的財産権問題研究」を全国芸術科学計画プロジェクトにリストアップした。文化企業の創業発展サービスプラットフォーム建設のガイドラインを研究、制定し、文化企業の知的財産権保護援助等のサービスプラットフォームの建設を推進した。様々な措置を取って文化企業の「海外進出」を支持し、商務部、中央宣伝部等の部門と共同して、「海外文化市場開拓行動計画（2016-2020年）」を印刷、配布し、文化企業が涉外知的財産権保護を展開するのを支持した。

農業部は、「植物品種 DNA 鑑定標表記法総則」、「テスト指南作成規則」、「DUS テスト現場考察技術適正」、「植物品種の区別性テストにおける類似品種の選別規程」、「既知品種データベースの建設管理弁法」、「圃場栽培試験の品質管理マニュアル」等の適正な文書を制定し、各業務の科学的・秩序的な展開を保証した。「農作物種子ラベル及び使用説明の管理弁法」、「農作物種子ラベルの二次元コードの符号化規則」を改訂、印刷・配布し、管理モデルを見直し、トレーサビリティ管理体系の建設を推進し続け、監督管理の効率を高めた。

国家林業局は、「林業植物新品種テスト機構の能力評価弁法」の起草を組織し、評価指標体系を制定し、植物新品種強制許諾活動の無作為抽出検査業務細則の実施を終了し、植物新品種保護の一連の公告のモデルと内容を改訂した。6回目の林業植物新品種保護リストを査定、発布し、初歩的に新たな植物新品種保護情報管理プラットフォームの開発を終了し、オンラインテストをした。建設済のテストセンターやテスト施設に対し能力評価を実施し、29の出願品種のテストを終了した。テスト指南の作成技術研究を展開し、37のテスト指南の作成をスタートし、「中国林業植物権付与の新品種（2015）」を編集、出版した。専門家が林業植物新品種保護の考課指標を研究するのを組織した。

税関総署は、知的財産権の税関保護届出費用の徴収を中止し、年間を通して、企業は約710万元の費用を節約できた。知的財産権税関保護行政処罰案件の処罰範囲の基準を発表し、「OEM」難題の特別調査・研究を実施し、知的財産関連の税関法執行モデ

ルの革新を模索し、科学技術の活用を知的財産法執行の全過程に嵌め込み、黄島税関と青島市知識産権局との専利権法執行協力を試行し、杭州税関とアリババ系電子商取引プラットフォームとの法執行協力を推進した。「京津冀税関による知的財産権保護の法執行協力強化に関する意見」を公表し、珠江デルタ、揚子江デルタ地域の税関の地域協力会議を開催し、地域の税関法執行連携仕組みを推進した。

公安部は、「2016年の権利侵害・模倣犯罪取締業務の着実な推進に関する通知」、「2016年権利侵害・模倣犯罪取締業務の統計・評価弁法」を印刷、配布し、常態化した取締り・予防業務の仕組みを全面的、科学的に配置し、各地の業務方向を的確に導き、特別キャンペーンの常態化、常態化取締りの専門化を実現するよう努力した。各行政法執行部門との連携、協力を積極的に強化し、前後して版權、煙草部門と共同して8件の重大案件を公告掲示して、その処理を督促した。その内、重慶「8・06」特大インターネット著作権侵害案件は模範となる典型的な意義があった。「2法連動」を効果的に促進し、全国における公安機関が受理した行政移送の犯罪嫌疑案件は公安機関が受理した総案件数の17.8%を占め、刑事司法と行政法執行との連携の効率は着実に向上した。情報化建設のメインラインを目立たせ、データ化実戦の堅塁攻略の仕組みを積極的に構築し、アリババ等の企業との連携メカニズムを深化し続け、「淘データ」の権利侵害・模倣手掛かり選別、判定ソフトウェアの開発、整備を組織し、ビッグデータサービスで模倣取締りの実戦を支えることは、初歩的な効果を遂げた。

最高人民法院は、「最高人民法院による全国法院における知的財産権民事、行政、刑事案件裁判の「三合一」の推進に関する意見」を印刷、配布し、全国法院範囲内で「三合一」改革の徹底を全面的に推進した。京津冀一体化建設を徹底し、北京知的財産法院が3地方の技術類案件を集中的に管轄することを研究、配置した。裁判書類の公開を積極的に推進し、裁判書類の公布範囲、公布効率を逐次に高め、裁判プロセスの公開、オンライン案件処理と法廷審理の公開を推進し、当事者の知る権利、監督権を保障し、裁判の品質と効率を高めた。

最高人民検察院は、「二法連動」の業務仕組みの構築、健全化を積極的に推進し、各地で「二法連動」情報共有プラットフォームの効果的な利用を強化するのを更に推進した。「行政法執行と刑事司法の連動仕組みの健全化」の改革任務と監督、考課の推進に積極的に参与し、全国知的財産権侵害と模倣・粗悪商品製造、販売取締業務指導者グループ弁公室と共同して、「権利侵害・模倣取締りの行政法執行と刑事司法の情報共有システムの管理使用弁法」を發布した。



## 五、宣伝

2016年、各知的財産権部門は重点業務を巡って、宣伝方式、手段を一層革新し、常態化、多様化した知的財産権保護の宣伝交流を展開し、知的財産強国建設の良い雰囲気作りを積極的に行った。

国家知識産権局は中央宣伝部等の23部門と共同して、全国範囲で「4・26」全国知的財産権宣伝ウィーク活動を展開し、組織委員会は各種宣伝活動を計70項・回余り手配し、各地区では各項活動を2,000項・回以上展開し、企業・独立行政法人は数百回の関連活動の展開を組織し、全国における知的財産関連のオリジナルニュース報道は2万件近くであった。初回の中国知的財産権保護ハイレベルフォーラムを開催した。国家知識産権局の申長雨局長は、フォーラムで挨拶し、「知的財産権大保護仕組みの構築に力を入れ、重要分野、重要段階の知的財産権保護問題を重点的に解決し、知的財産権保護の効果を高め続ける」と強調した。人民網、中国科技網、「中国日報」等のメディアとの協力を強化し続け、知的財産コラムを建設し、特集を出版した。年間を通して、記者会見を計6回、特別宣伝キャンペーンを計16回開催し、ウィチャット公式アカウントは年間200回以上、1,000近くのメッセージを発信し、フォロワーは45,000人を超えた。

国家工商行政管理総局は、商標業務状況分析を定期的に発布し、最新の商標データ動態を分析した。「中国商標戦略年度発展報告書(2015)」を発布し、「2015年工商、市場監督管理部門の商標権侵害の典型的10案件」を選出、発表した。「革新及び商標ブランド戦略」の懸賞付き原稿募集活動を開催し、「中国政協」雑誌社と協力して「地理的表示特集・一帯一路の地理的表示」を出版した。プレスリリース、通信原稿、公告、通知等の形式で商標登録利便化改革の動態を積極的に報道した。刊行物、サイト、ミニブログ、ウィチャット等各種メディアを積極的に利用して宣伝を強化した。「中国商標網」の2016年のアクセス数は延べ4.212億回に達した。

国家版權局は、目標を目指して各項重点宣伝活動を組織し、中国ネット版權保護イベントを開催し、「2015年中国ネット版權保護年度報告書」、「2015年全国権利侵害・海賊版取締10案件」、「2015年中国版權大事トップ10」を発表した。第6回中国国際版權博覧会で20の「中国版權金賞」を授与した。「4・26」全国知的財産宣伝ウィーク中に、全国31省(区、市)で同時に権利侵害・海賊版及び不法出版物の集中処分活動を実施するのを組織し、各種権利侵害・海賊版及び不法出版物を1,418万点集中的に

処分した。新メディアを積極的に使用して日常の宣伝を行い、「中国版權年鑑 2016」、「ソフトウェア正規版化特集」及び公益性の漫画宣伝ポスターの編集、印刷を組織し、版權活動を広く宣伝した。年間記者会見や座談会を 6 回開催し、公式サイトは累計で 1,284 通のメッセージを、公式ミニブログは 211 通のメッセージを、ウィチャット公式アカウントは累計で 60 回計 103 通の画像・テキストメッセージを發表し、ニュースアプリ「今日頭条号」で 441 通發表し、合計アクセス数は 1 億回以上に達した。

文化部は、全国で優秀なコンテンツ設計作品を募集、選出し、優秀なコンテンツ設計作品の影響力を拡大し続けた。展示会ロードショー活動を数回実施し、コンテンツ産業の創業、クリエイティブ人材のために推奨・展示プラットフォームを構築し、知的財産開発、保護意識を強化し続けた。

農業部は、第 23 回中国楊凌ハイテク成果博覧会で中国農業植物新品種情報を發表し、植物新品種特別展を組織した。「農業日報」は農業植物新品種の保護を中心に複数回の報道を掲載し、農業部植物新品種保護弁公室のサイトに、植物新品種保護関連の情報を 200 通以上掲載した。農産物の地理的表示の宣伝を強化し、「安心農業物資の農村行き宣伝ウィーク」の展開を組織し、全国各級農業部門は、法執行・科学技術者を延べ 7.76 万人出動させ、宣伝資料を 556 万部配布し、安心農業物資を 1.6 億元展示販売した。中央テレビ局と共同して、「模倣農業物資を取締り、春耕を保証」のシリーズ的番組を制作、放送し、「3・15」夜会プロモーションビデオの制作に協力し、中央人民ラジオ放送局、中央農業テレビ放送学校と共同して、「3・15」模倣農業物資取締・監督管理宣伝日活動を展開し、農業部門の模倣取締りの実績を積極的に展示した。

国家林業局は、全国林業知的財産権宣伝ウィーク活動の展開を組織し、特別宣伝サイトを作成し、林業の知的財産権成果と最新の進展を展示した。「2015 中国林業知的財産権年度報告書」、「植物新品種保護国際同盟情報類書類集」等の重点的宣伝資料を出版した。「中国綠色時報」等のメディアプラットフォームを利用して、林業知的財産権保護業務の宣伝を全面的に強化した。

税関総署は、「4・26」全国知的財産権宣伝ウィーク、「8・8」税関法制宣伝日及び「12・4」国家憲法日等の重要な時点を利用して、宣伝方式を積極的に革新し、良好な雰囲気を作った。「2015 年中国税関知的財産権保護状況」、「2015 年中国税関の知的財産権保護の典型的事例」を發表し、中国税関博物館で「税関と知的財産権」ホール、中国税関知的財産権保護展示センター（青島）を建設した。全国における税関はオンラインインタビュー、事例を持って法を説く、事例暴露、ウィチャット配信、マイク

口映画等様々な方式により、多様化した宣伝を展開した。「人民日報」、人民網、新華網等の重要メディアによる知的財産権税関保護関連の報道は1万通を超えた。

公安部は、全国公安機関が「3・15」消費者権益保護日、「4・26」全国知的財産権宣伝ウィーク、「5・15」経済犯罪防止・取締宣伝日等と結びつけて、多種多様な宣伝活動を展開し、典型的事例を分析し、法律常識を説明し、案件手掛りを募集し、社会各界の広範な参与を図るのを組織した。「6・11」特大インターネット専利詐称案、中米横断の自動車用エアバック模倣案、模倣タバコ犯罪取締りの「5・12」行動等の重点的案件、イベントを巡って、集中的宣伝を展開した。

最高人民法院は、メディア会見や記者会見を開催し、「中国法院の知的財産権司法保護状況（2015年）」、「2015年中国法院10大知的財産権案件・50の典型的知的財産権事例」、「最高人民法院知的財産権案件年度報告書（2015年）」を發布し、「中央メディアの知的財産権司法保護浙江行」活動を組織した。全てのメディアで「喬丹」商標争議行政紛争等の案件の審理を生放送し、米国、ヨーロッパ、日本、韓国等の国、地域からの中国駐在使節及び米国商工会議所代表が入廷し、傍聴した。生放送の累計視聴者は150万人を超えた。

最高人民検察院は、全国範囲で多様化した宣伝活動の展開を組織した。記者会見を開催し、「検察職能の十分な発揮による科学技術革新の法に基づく保障、促進に関する意見」を發布し、検察機関の知的財産権司法保護強化関連の主要措置を紹介した。「2015年における中国検察機関の知的財産権保護10大典型的事例」を發布し、「検察日報」、正義網等でコラムを開設して知的財産関連内容を重点的に宣伝した。

## 六、教育研修

2016年、知的財産権関連の教育研修は強化されつつ、知的財産権人材チーム建設は新たな階段を昇り、知的財産強国の人材需要を効果的に支えた。

国家知識産権局は、人材強国及び知的財産強国建設の戦略目標を巡って、「知的財産人材の『第13次五ヵ年』計画」を研究、制定し、全国の知的財産人材を系統的に計画した。知的財産権保護シンクタンク体系の建設を展開し、専門家の巡回講演を組織した。知的財産権保護研修基地の建設を強化し、2016年末まで、全国19の省（区、市）で24の国家知的財産研究基地の設立を許可した。積極的に教育部門と協同して、知的財産権保護教育、研修を展開し、大連、上海等で知的財産学院の共同建設、建設支援をした。教育部と共同して、全国小・中・高等学校で知的財産試行・モ

デル活動を展開し続け、25の省（区、市）の30校が全国小・中・高等学校知的財産教育試行学校第二陣に評定された。中国知的財産研修センターは年間面接研修コースを84回開催し、延べ7,300人余りに対し研修を実施した。国際研修コース及びセミナーを29回開催し、参加者は延べ2,000人余りであった。遠隔教育で延べ約77万人に対し研修を実施した。全年にわたる総研修規模は延べ78万人を超えた。

国家工商行政管理総局は、商標監督管理の法執行研修を強化し、全部門の商標行政法執行研修コースを開催した。「地理的表示の運用レベルを高め、貧困地区のグリーン成長に助力」高級研修コースを開催した。各地に委託して設立した商標受理窓口に対し業務研修及び指導を展開し、受理窓口の円滑な運営開始を確保した。各地登録商標専用権質権設定登記申請受理所に対し業務研修及び指導を展開し、商標質権設定登記の円滑な実施を推進した。

国家版權局は、政府機関及び企業のソフトウェア正規版化業務研修コースを8回、版權法執行監督管理者研修コースを4回、「版權関連注目問題メディア研修コース」を3回、国家版權監督管理プラットフォーム運営研修コースを1回、渉外関係研修コースを1回開催し、異なる対象に応じて研修を実施し、典型的な経験ややり方を推し広め、従業者の職業素養を高めた。年間を通して、延べ3,000人余りに対し研修を実施し、50名の優秀者を1回目の全国版權法執行研修教員ライブラリーに選出し、版權研修教員の力を強化し続けた。

文化部は、文化産業のクリエイティブ人材扶助計画を継続的に実施し、クリエイティブ人材に対する研修を強化した。年間研修を受けて人材データベースに入ったのは延べ300人余りであった。教育部と共同して、2016年中国無形文化資産伝承者研修・研究コースを実施し、研修、研究、育成訓練等の活動を160回余り開催し、伝承者が知的財産権の保護、活用等の難題を解決するのに手伝った。国家オリジナルアニメ高級研修コースを開催し、200近くの企業に対し研修を実施し、アニメと実体経済との融合発展を促進し、ブランドの開発、保護意識を高めた。

農業部は、「種子法」宣伝及び品種テスト能力の向上を巡って、特別研修を7回開催し、500余りの組織、延べ1,300人余りに対し研修を実施した。各省（区、市）による3,300回余りの、研修者が延べ45万人に達する特別研修の展開を指導した。通常の農業植物新品種保護研修コースを3回開催し、目標を目指して業務能力を高めた。既知品種データベース研修コース、植物新品種保護国際同盟情報化技術セミナー等の国際研修の展開を組織した。全国農業物資模倣取締法執行主力研修コースを2回開催し、基層の農業法執行主力200人余りに対し研修を実施した。植物新品種保護国際同盟の本部に職員を派遣し、植物新品種保護国際教員研修に参加させ、植物新品種保護

国際同盟の遠隔教育、オフィスオートメーション及びデータ統計国際研修コースに参加させた。

国家林業局は、「林業植物新品種保護管理」、「植物新品種テスト指南の作成」等のテーマを巡って研修コースを開催し、国内外の権威ある専門家を招聘し、植物新品種国際テスト指南の作成技術及び実務経験を全面的に把握し、身につけ、林業植物新品種保護の管理能力を有力に高めた。

税関総署は、法執行研修を強化し続け、法執行能力を高めた。全国における税関は現場の法執行税関職員を対象とする研修を 100 回近く開催し、延べ 2,500 人余りが研修に参加した。権利者及び輸出入企業向けの研修を 40 回余り展開し、研修に参加した者は延べ 600 人余りで、効果的に知的財産権保護の意識、能力を効果的に高めた。アフリカ税関と「一带一路」沿線国の税関向けに知的財産権税関保護特別研修を 5 回展開し、知的財産能力建設の援助を強化した。

公安部は、各地公安機関から 54 件の優秀な模倣取締技術・戦法の選出を組織し、基層の経験をまとめ、推し広めた。現場の法執行警官向けに知的財産権刑事法執行研修コースを開催し、専利詐称案件の処理、著作権関連法律法規の理解及び適用、商標案件処理実務等について重点案件と結びつけて専門家を授業に招聘し、様々な措置を取って現場の捜査、案件処理能力及び法執行の適正化レベルの向上を推進した。各地が法執行の案件処理実践と緊密に結びつけて、情報に対する研究・判定の早期警戒を強化するのを指導した。各地は前後して犯罪動向調査・研究関連の文章を 150 余り提出し、実戦による取締りに豊富な理論上のガイドラインを提供した。

最高人民法院は、「最高人民法院による知的財産裁判事例指導（第 8 号）」、「中国知的財産指導事例評注（第 7 号）」を編集、出版し、月毎に編集、発表した知的財産裁判動態及び業務報告書等の形式と結びつけ、全国各級法院の知的財産業務庭・室と常態化した業務指導及び交流体制を形成した。

## 七、国際協力

2016 年、中国政府は自ら多国・二国間協力を強化した。各関係部門は国際事務に積極的に参与し、協ルート絶えず強化、開拓し、世界知的所有権機関等の国際機関及び各国、各地域の知的財産機関との協力関係を深化し続け、知的財産権保護関連の国際協力の新局面を切り開いた。

国家知識産権局は、先頭に立って関連部門が世界的所有権機関の枠組み傘下及び植物新品種保護国際同盟等の国際機関の各種会議に参加するよう組織、協調し、外交部、国家工商行政管理総局、国家版權局と共同して中国政府代表団を結成し、世界的所有権機関の第 56 回加盟国総会の一連の会議に出席した。「一帯一路」知的財産ハイレベル会議を開催し、「『一帯一路』国家の知的財産分野の協力強化の共同提案」を可決した。中国、米国、ヨーロッパ、日本、韓国特許五局の協力に深く参与し、2016 年意匠五局協力年度及び実務レベル会議を初めて主催し、「五庁共同声明 2016（東京声明）」、「工業品意匠五局協力共同声明 2016」を締結した。第 6 回、7 回 BRICs 諸国知的財産局局長会議、第 7 回中国-アセアン知的財産局局長会議に参加し、中国・モンゴル・ロシア、中・日・韓等の多国間協力を着実に展開した。中米戦略・経済対話、中米革新対話、中米商業貿易連合委員会等中米政府間の対話メカニズムに深く参与した。中欧知的財産対話、中英、中仏経済財政金融対話政策成果に関する協議、中国・イタリア政府間委員会会議、並びに中米、中欧、中国・スイス、中露、中国・ブラジル知的財産作業部会会議等の仕組み的会議、相談・交渉に積極的に参加した。中日韓、中国-グルジア自由貿易協定及び中国-ユーラシア経済連合経済貿易協力協定の関連交渉に参加した。年間 36 の知的財産多国・二国間協力協定、議事録、共同声明、業務計画及び備忘録を新規締結した。

国家工商行政管理総局は、商標分野の国際規則の制定に積極的に参与し、地域包括連携協定、中国と湾岸協力会議、中日韓及び中国-グルジア等の自由貿易区協力協定、中国とユーラシア経済連合経済貿易協力協定等の国際交渉に計 15 回参加した。多国間体系下の商標協力を強化し続け、世界的所有権機関と協力して、マドリッド国際商標システム設立 125 周年記念イベントを開催し、世界的所有権機関加盟国総会、ニース協定専門家委員会等の国際会議に職員を派遣した。2016 年商標五庁会合の事務局を担当し、商標五庁会合年会、中期会議及び専門家技術会議の開催を成功させた。主要国・地域との二国間協力を円滑にし、米国特許商標庁と共同して中米地理的表示保護の巡回セミナーを開催した。米国、欧州連合、韓国等の国或いは機関の商標主管機関、中国駐在大使館或いは知的財産機関との連絡を強化し続け、中国における商標保護の実績を宣伝し、中国ブランドのイメージを樹立した。

国家版權局は、国際版權の多国・二国間体系建設の整備を積極的に促進した。世界的所有権機関の各委員会、地域会議に参加し、「知的所有権機関の放送機関の保護に関する条約」等国際条約の会議に参与した。版權保護優秀事例モデルの設立の調査・研修を完成し、世界的所有権機関の本部で徳化陶磁器版權保護の優秀成果展及び「版權保護による中国徳化陶磁器産業発展への促進に関する研究」（英語版）の発

表会を開催した。世界知的所有権機関と協力して「2016年国際著作権フォーラム」、  
「デジタル環境下の映像産業著作権保護会議」等の重要な会議を開催し、様々なルート  
で「視聴覚的実演に関する北京条約」の発効を推進した。著作権の二国間交流・協力を  
一層強化し、中米戦略・経済対話、中米貿易連合委員会、中欧、中露、中国・ブラジ  
ル知的財産作業部会对話及び会議に参加した。中国・オーストラリア、中韓、中日韓、  
地域包括連携協定（アセアン10+6）、中国-グルジア、中米、中欧等の自由貿易区  
の交渉及び中国とユーラシア経済連合経済貿易協力協定の交渉等に積極的に参加し  
た。第12回中韓著作権セミナー、中日著作権政府間会談及びセミナーを開催した。

農業部は、植物新品種保護国際同盟の一連の会議に職員を派遣し、植物新品種保護  
国際同盟第34回コンピューター及び情報化作業部会会議を主催した。植物新品種保  
護国際同盟と国際品種権の電子化出願システムの推進を検討した。第9回東アジア植  
物新品種保護フォーラムに参加し、初めて中国における植物新品種保護の司法運用に  
ついて経験を交流し、実質的派生品種のセミナー及び農業知的財産権高級セミナーを  
主催した。中欧、中日知的財産業務会議に参加した。職員を組織し、米国へ種子産業  
の知的財産権保護と科学技術成果転化活動に参加させた。

国家林業局は、植物新品種保護国際同盟技術委員会、行政・法律委員会、顧問委員  
会、理事会等の一連の会議に職員を参加させ、中日韓自由貿易区交渉、中欧知的財産  
協力、中韓植物新品種保護交流等の活動に参加し、林業知的財産権保護国際協力の展  
開を推進した。生物多様性条約の一連の会議に参加し、「名古屋議定書」の関連指標  
の進展を審査し、「カルタヘナバイオ安全議定書」を評価、審査した。第9回東アジ  
ア植物新品種保護フォーラムに積極的に参加し、国際社会に中国における植物新品種  
保護の実績をアピールした。

税関総署は、世界税関機関、世界知的所有権機関、国際刑事警察機構等の国際機関  
との交流・協力を絶えず強化し、中国における知的財産権税関保護の実績を宣伝し、  
国際での影響力を高めた。米国、ヨーロッパ、日本、韓国、ロシア等の国や地域税関  
との協力・交流を一層深化し、案件情報の交換を展開し、法執行の協力レベルを一層  
高めた。アフリカ、アラビア、南米等の地域との協力を開拓し、新興貿易国に協力を  
提案した。国際間の共同法執行行動を展開し、米国税関との共同法執行を2回展開し、  
侵害商品を1,213ロット押収し、9万点の侵害商品に関わり、案件の金額は177万元  
であった。ロシア税関と郵便、速達郵便ルートの法執行特別キャンペーンを展開し、  
侵害商品を60ロット余り押収し、4.5万点余りの貨物に関わった。

公安部は、中米、中露、中日、中欧等の多国・二国間知的財産協議対話に積極的に  
参加した。前後して国際刑事警察機構、欧州不正対策局等の国際機関や機構、米国、

英国、アラブ首長国連邦、マレーシア、中国台湾、中国香港等 24 の国・地域の法執行機関と案件協力、法執行交流を展開した。国際刑事警察機構と共同して中国及び中央アジア地域知的財産権保護イベントを開催し、「一带一路」沿線国との法執行協力を推進した。中米刑事法執行共同連絡グループ等のプラットフォームを十分に利用し、重点案件を巡って、知的財産関連の刑事法執行の協力を深化、革新した。カンボジア警察と共同で、夏某貴等による国際間の登録商標詐称農薬の製造、販売案件について、国際法執行協力を展開し、主犯を逮捕するとともに、その海外拠点を打ち壊すのを成功させた。

最高人民法院は、職員を派遣して初回中米法治対話に参加させ、知的財産司法保護の国際地位を高めた。職員を派遣して中国・スイス、中米、中国・オーストラリア、中露、中欧等の各種知的財産対話や交渉に参加させた。職員を派遣して植物新品種保護国際同盟セミナー、中国知的財産権保護制度説明会等の国際会議に参加させた。

最高人民検察院は、中欧検察官知的財産刑事法執行交流活動を強化し、「中欧検察官知的財産刑事法執行」の特別講座の開催を成功させ、国横断的、地域横断的な知的財産犯罪取締り交流・協力を強化し、「中欧税関 2014-2017 年知的財産協力行動計画」の枠組みにおいて中欧の知的財産権保護関連の情報交換及び協力方式を検討した。中露検察機関円卓会議に参加し、二国の知的財産の地域横断協力の展開について交流した。イギリス著作権法執行部門と会談し、著作権保護関連協力の強化を協議した。

出所：

2017 年 4 月 25 日付け中華人民共和国国家工商行政管理総局ウェブサイトを基に  
ジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2016zgzscqbhzkpbs.pdf>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。